

郡市テニス協会会員名簿の県テニス協会登録及び資格承認等に関する規程

埼玉県テニス協会

1. 郡市テニス協会に会員登録された場合は、同時に県テニス協会会員に登録される事が原則である。

会員は実質的に活動している郡市テニス協会に登録される事が好ましい。

平成 28 年度より埼玉県テニス協会個人会員番号制を導入しますので、全ての埼玉県テニス協会の大会・行事等には会員個人番号の記入が必須となります。

2. 各郡市テニス協会会員登録は、毎年度 3 月 1 日付けをもって当年度の会員（構成員）とする。そして記名を必須とする。（氏名のみ）

但し転入・転勤・結婚等による場合は随時登録出来る。

3. 会員は在住、在勤、在クラブのいずれの郡市テニス協会へも登録する事が出来る。

従って複数の郡市テニス協会に登録出来る。

4. 県主催大会、行事については会員でないと参加出来ない。但し、県民総合体育大会を兼ねている下記大会については県内在住・在勤に限り出場出来る。

- | | |
|-----|----------------------|
| 大会名 | 1. 埼玉県春季テニス選手権大会 |
| | 2. 埼玉県秋季テニス選手権大会 |
| | 3. 埼玉県ベテラン春季テニス選手権大会 |
| | 4. 埼玉県ベテラン秋季テニス選手権大会 |

又、埼玉県テニス協会の承認を必要とする資格等（指導員、審判資格等）については県テニス協会の会員である事が必要である。

尚、都市対抗テニス大会は従来から在住・在勤になっている。

5. 郡市テニス協会から選抜された選手、推薦を受けて行事等に参加する会員は、当該テニス協会の会員である事が必要である。

具体的には都市対抗テニス大会（地区予選・本戦）の代表選手、又、郡市テニス協会より推薦された県大会出場選手は当該テニス協会の会員である事が必要。

6. 県テニス協会主催大会には登録郡市テニス協会のどこからでも出場する事が出来る。

7. 県テニス協会主催大会への郡市テニス協会からの推薦選手は複数の郡市テニス協会にまたがって推薦を受ける事は出来ない。（主たる登録をしている郡市テニス協会が望ましい。）

但し、単・複は別々の郡市テニス協会から推薦を受けられる。例えば A , B 市の郡市協会に登録している場合、単は A 市で推薦を受け、複は B 市の人とペアを組み推薦を受けられるが、いずれにしても当該テニス協会の決まりに従う。

8. 県テニス協会主催大会で個人の資格でダブルスに出場する場合は、それぞれの選手の登録している郡市テニス協会が異なる事は差し支えない。

平成 21 年 12 月 3 日制定

平成 25 年 1 月 16 日一部改正

平成 28 年 1 月 4 日一部改正